

令和 7 年度
那覇市生活衛生監視指導計画

那覇市

目 次

第1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2	監視指導計画の適用区域等・・・・・・・・	2
1	適用区域	
2	実施期間	
3	監視指導を実施する対象施設及び対象者	
第3	実施体制等・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	監視指導の実施体制	
2	厚生労働省及び関係自治体との連携について	
3	関係部局等との連携確保について	
第4	監視指導の実施内容・・・・・・・・	3～5
1	共通監視指導事項	
2	重点監視指導事項	
第5	違反を発見した場合の対応・・・・・・・・	5
第6	健康危害発生時の対応・・・・・・・・	5
第7	生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項・・・・・・・・	5
1	環境衛生監視員等の資質の向上	
2	生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上	
第8	監視指導計画の公表について・・・・・・・・	5
別表（第4関係）	令和7年度業種別目標監視件数・・・・・・・・	6

第1 目的

本市では、生活衛生の安全性を確保するため、那覇市生活衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）を策定し、生活衛生営業関係施設等の監視指導を計画的かつ効果的に実施することを目的とします。

第2 監視指導計画の適用区域等

1 適用区域

那覇市内全域

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とします。

3 監視指導を実施する対象施設及び対象者

- (1) 理容師法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者
- (2) 美容師法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者
- (3) クリーニング業法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者
- (4) 興行場法の規定に基づく営業許可施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者
- (5) 旅館業法の規定に基づく営業許可施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者
- (6) 公衆浴場法の規定に基づく営業許可施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者
- (7) 水道法の規定に基づく水道施設（専用水道及び簡易専用水道に限る。）及びこれに関連する施設並びにこれらの設置者
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく特定建築物及びこれに関連する施設並びにこれらの管理者
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく登録営業所及びこれに関連する施設並びにこれらの管理者
- (10) 住宅宿泊事業法の規定に基づく届出施設及びこれに関連する施設並びにこれらの事業者
- (11) 温泉法の規定に基づく温泉利用許可施設及びこれに関連する施設並びにこれらの営業者

第3 実施体制等

1 監視指導の実施体制

監視指導計画に基づき、那覇市保健所の環境衛生監視員等が監視指導を行います。

2 厚生労働省及び関係自治体との連携について

厚生労働省及び関係自治体との連携を確保することは、健康被害等の拡大防止において重要です。大規模又は広域に渡る健康被害が発生した場合には、速やかに関係自治体等に情報提供し、連携して被害の拡大防止等必要な対策を講じます。

また、沖縄県との連絡会等に参加し、生活衛生関係に関する情報の交換や連携の確保に努めます。

3 関係部局等との連携確保について

生活衛生営業施設等における安全性確保のため、本市の建築指導課、上下水道局、消防局等の関連部局と、違法等の関連情報を相互に提供するなど、緊密な連絡及び連携体制を確保します。

第4 監視指導の実施内容

1 共通監視指導事項

関連法令等に基づき、次に掲げる項目について監視指導を行います。なお、令和7年度業種別目標監視件数は、別表のとおりです。

- (1) 営業施設等の構造設備が、法令等で定められた基準に適合していること。
- (2) 生活衛生関係施設における各管理基準が遵守されていること。

2 重点監視指導事項

健康被害の拡大防止を図るため、生活衛生営業者への周知の重要性を考慮し、次に掲げる項目について重点的に監視指導を行います。

- (1) レジオネラ症等の防止対策

①公衆浴場、旅館業の入浴施設における対策

入浴施設において、厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領等」に基づき監視指導を行うとともに、施設の検体（浴槽水）採取による水質検査、浴槽及び設備等の拭き取り検査を実施することで衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生防止に係る指導を強化します（詳細は以下の枠内をご確認ください。）。

②病院及び特定建築物等における対策

医療法を担当する職員と連携し、病院への立入調査等により、入浴施設の浴室・浴槽・シャワー・貯湯槽等の衛生管理状況について確認し、必要に応じて指導します。また、冷却塔を設置している特定建築物及び遊泳用プールの設置施設についても状況に応じて監視指導を行います。

<那覇市浴槽水等のレジオネラ属菌等検査事業について>

那覇市では、令和5年度より、市内の公衆浴場や旅館業の入浴施設等における衛生状態を的確に把握し、健康被害、特にレジオネラ症の発生防止を徹底するため、浴槽水の行政検査を実施しています。

スポーツクラブ等の浴槽を有する公衆浴場のほか、保健所による実態調査や書面によるアンケート調査により大浴場等を備えていることが確認できた旅館業を対象に検査を実施します。

水質検査について、不適のあった施設については、原因の究明、浴槽及び配管の洗浄等について改善指導を実施します。

令和7年度の検査は32施設、64検体の実施を予定しています。

なお、本市では、浴槽水の水質の基準を「那覇市公衆浴場法施行細則第7条第2項」及び「那覇市旅館業法施行細則第7条第2項」で定めています。（表1）

表 1 浴槽水の水質の基準

	検査項目	基準
1	濁度	5 度以下
2	全有機炭素の量又は 過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素：8mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量：25mg/L
3	大腸菌群 ※	1 個/mL 以下
4	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL 未満)

※令和 7 年 4 月 1 日より、「大腸菌群」が「大腸菌」に改正となります。

<レジオネラ症とは>

レジオネラ症は、レジオネラ属菌という細菌を含んだエアロゾル（細かい水しぶき）などを吸入することにより肺炎等を起こす感染症です。レジオネラ属菌は土壌中や池、沼、水たまりなどの環境中においてどこにでもいる常在菌です。エアロゾルを発生しやすい循環式浴槽や打たせ湯等を備える国内各地の入浴施設において感染した例が度々報告されており、死亡事例に至ることもあります。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において四類感染症に指定されており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出ることが義務付けられています。人から人へは感染しませんが、幼児や高齢者など抵抗力の弱い方が感染しやすく、本市でも毎年数人の患者が発生しています。

(2) 宿泊施設への監視指導

旅館業法の規定に基づく許可施設及び住宅宿泊事業法の規定に基づく届出施設に対する監視指導及び立入検査を行うとともに、無許可及び無届出で営業を行う施設への取締まりを行います。

令和 7 年度は、沖縄本島北部に大型観光施設が開業予定となっており、観光客の増加が想定されます。また、旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成 12 年 12 月 5 日付け生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知）別添 3）の一部改正があり、人手不足の状況や ICT の進展を踏まえ、本人確認の方法等が見直されることから、営業者が正しく理解し、市内旅館業施設の運営が適正に行われるよう、文書による通知及び開業に係る立入検査等の機会に、周知・啓発を行います。

住宅宿泊事業法に基づく届出施設については、那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（以下「条例」という。）に基づき営業日数が制限される施設について、条例等を遵守して営業しているか監視指導を行います。

(3) 理容所及び美容所への監視指導

理容所及び美容所に対し、関係法令を遵守して営業しているか監視指導を行うとともに、無届施設や無資格者による施術を採知した場合は、速やかに改善指導を行います。

近年、開設が増加しているまつ毛エクステンション等の施設については、無届施設や無資

格者による施術の通報もあることから、市民や営業者への周知を行います。

(4) 旅館業等におけるトコジラミ等衛生害虫由来の健康被害対策

トコジラミ等衛生害虫由来の健康被害を未然に防ぐため、パンフレット等を活用し、監視指導を行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携して衛生講習会を実施し、衛生管理の徹底及び害虫対策の周知を行います。

第5 違反を発見した場合の対応

- (1) 違反している状況を発見した場合は、その場で必要な指導を行います。
- (2) 違反が軽微であって、かつ、直ちに改善が図れるもの以外の違反については、生活衛生監視票等、書面での改善指導を行います。
- (3) 書面による改善指導を行った場合は、状況に応じ確認を行います。
- (4) 書面での改善指導を行ったにもかかわらず改善がなされない場合は、必要に応じ、改善命令等の措置を講じます。
- (5) 悪質な違反と判断したものについては、告発等を行います。

第6 健康被害発生時の対応

生活衛生関連施設が原因と疑われる健康被害の情報を探知した場合には、沖縄県及び関係機関と緊密に連携を図りながら、患者の症状調査や施設調査を基に、被害の拡大及び再発を防止するため、迅速かつ適切に原因究明を行います。原因施設に対しては、衛生的な管理の指導及び害虫駆除等の指示を行い、必要に応じて改善命令等を行うことで、被害拡大及び再発の防止に努めます。また、適宜、事件の概要を公表し、生活衛生営業者及び市民へ情報提供を図ります。

第7 生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

1 環境衛生監視員等の資質の向上

監視指導に従事する環境衛生監視員等は、国、沖縄県等において開催される技術研修会、講習会に積極的に出席し、必要な技術及び知識の習得を行い、資質の向上を図ります。

2 生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

生活衛生営業者等に対して、沖縄県及び関係機関と連携し、営業者が講ずべき衛生措置等に係る衛生講習会及び講師派遣を適宜実施し、人材の養成及び資質の向上に努めます。

第8 監視指導計画の公表について

令和7年度の監視指導計画については令和7年3月末までに、実施結果は令和8年6月末までにホームページに公表します。

別表（第４関係） 令和７年度業種別目標監視件数

	全施設数（件） (R7. 3. 17 現在)	目標監視件数（件）
理容所	283	20
美容所	1, 028	50
クリーニング所	412	10
興行場	11	5
旅館業	735	150
公衆浴場	123	30
水道施設、その他 ※1	1408	30
ビル管法関連 ※2	268	20
住宅宿泊事業法関連	369	200
合計	4, 637	515
※1 水道施設：1, 379 件（うち医療施設 18 件）、温泉施設：4 件、 遊泳用プール：25 件 計 1, 408 件 ※2 特定建築物：199 件、事業登録：69 件 計 268 件		